

福島県水素エネルギー普及拡大事業
(燃料電池小型トラック運用支援事業)
補助金募集要項

令和 8 年 4 月 1 日
福島県エネルギー課

「福島県水素エネルギー普及拡大事業(燃料電池小型トラック運用支援事業)補助金」については、補助金交付要綱、補助金実施要領、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号)に定めるもののほか、この要項に定めるところにより補助金交付申請を募集する。

1 事業概要

- (1) 補助対象事業
 - (2) 補助額
 - (3) 補助の要件(いずれも満たすこと)
 - (4) 事業期間
- } ※ 補助金交付要綱のとおり
- 交付決定日から令和9年3月31日(水)まで

2 申請の方法

- (1) 提出書類
 - 補助金交付申請書(交付要綱 様式第1号)に加え、次の書類を提出してください。
 - ア 事業計画書(交付要綱 様式第1号の別紙1)
 - イ 収支予算書(交付要綱 様式第1号の別紙2)
 - ウ 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書(交付要綱 様式第1号の別紙3)(補助事業者が県内市町村である場合を除く)
 - エ 補助事業者の登記簿謄本又は現在事項(又は履歴事項)全部証明書(補助事業者が県内市町村である場合を除く)
 - オ 県税の未納が無いことを確認できる書類(補助事業者が県内市町村である場合を除く)
 - カ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「グリーンイノベーション基金事業/スマートモビリティ社会の構築」で実施される「商用電動車普及に向けたエネルギーマネジメントシステムの構築・大規模実証」の一環として運用する予定の車両であることが確認できるもの。
 - キ 補助を受けようとする年度における燃料電池小型トラックのリースに係る費用の見込額が確認できるもの。
 - ク 運用する燃料電池小型トラックと同車格のディーゼルトラックの運用に係る費用相当額が確認できるもの。

(2) 提出先及び提出方法

ア 提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県企画調整部エネルギー課（担当：樫村）

イ 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

(3) 募集期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月25日（木）17時（必着）

※必要書類一式の提出があった場合、その都度審査及び交付決定を行います。

(4) 結果の通知

審査結果（採択又は不採択）は、申請者宛て郵送にて通知します。

3 交付決定後の留意事項

(1) 変更承認申請

事業内容に変更がある場合、下記に記載する軽微な変更を除き、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（交付要綱 様式第2号）を提出してください。

ア 補助対象経費が20%以内の減額であるもの

イ 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの

(2) 実績報告

事業完了後は速やかに完了報告書（交付要綱 様式第4号）を提出するとともに、完了日から起算して30日を経過した日、又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日までに実績報告書（交付要綱 様式第5号）を提出してください。

4 その他留意事項

○ 募集期間中であっても、補助金の交付額が予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。